

令和元年10月1日
三次市産業環境部農政課
三次市建設部土木課

平成30年7月豪雨災害関連工事への 「復興歩掛」及び「復興係数」の導入について

平成30年7月豪雨災害の復旧・復興工事に関して、円滑な施工を確保し、早期の復旧・復興を加速化するための新たな対策として、令和元年10月1日以降に公告・随意契約する工事から「復興歩掛」及び「復興係数」を導入します。

1 対象工事

三次市が発注する災害関連工事（公共土木災害、農地・農業用施設災害、小規模崩壊地復旧等）を対象とします。

なお、対象工事については、公告時に対象である旨を記載します。

2 対象地域

三次市内全域

3 適用期間

令和元年10月1日以降に公告・随意契約する工事から令和2年3月31日まで適用します。

4 導入する「復興歩掛」及び「復興係数」について

別紙のとおり。

本件に関するお問い合わせ先



三次市 建設部 土木課 建設係(担当/熊谷)

電話番号:0824-62-6157 FAX番号:0824-62-6166

E-mail: doboku@city.miyoshi.hiroshima.jp

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号

平成30年7月豪雨災害関連工事への 「復興歩掛」及び「復興係数」の導入について

導入する「復興歩掛」及び「復興係数」について

1 復興歩掛

工事設計書において、対象となる工種（歩掛）の作業日当たり標準作業量が20%低下することにより補正するものです。（工事現場までの進入道路が狭隘な場合や工事用道路の設置を行う等、作業現場による作業効率の低下を考慮し、補正する）

対象となる工種（歩掛）は、機械土工（主に掘削、積込）と土の締固め敷き均し工等で、その単価が25%割増し（作業量が20%低下、 $1 \div 0.8$ ）となります。

2 復興係数

工事設計書において、諸経費（共通仮設費と現場管理費）の経費率が10%割増しとなります。